

第10号議案

新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例及び新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例及び新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例及び新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

第4条第2項を削る。

第5条中「認めた」を「認める」に改める。

第6条中「第4条第1項」を「第4条」に、「認めた」を「認める」に、「取消しする」を「取り消す」に改める。

第7条ただし書、第8条ただし書及び第9条中「認めた」を「認める」に改める。

第10条中「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

施設の種類	単位	区分	使用料の額
火葬施設	12歳以上の者1体につき	市内	4,000円
		市外	25,000円
	12歳未満の者1体につき	市内	3,000円
		市外	13,000円
	死産児1体につき	市内	2,000円

		市外	6,000円
	生体分離肢体1件につき	市内	2,000円
		市外	6,000円
	胞衣及び産汚物1件につき	市内	1,000円
		市外	3,000円
斎場	4時間以内1回につき	市内	20,570円
		市外	61,710円
	4時間を超える場合の1時間につき	市内	5,140円
		市外	15,420円
霊安室	24時間以内1体につき	市内	1,020円
		市外	3,080円
	24時間を超える場合の1時間1体につき	市内	100円
		市外	300円

備考

- 「市内」の区分は使用者が市内に住所を有する者である場合又は施設の使用に係る死亡者が死亡時に市内に住所を有する者若しくは本籍を有する者である場合に適用し、「市外」の区分は「市内」の区分の適用を受ける場合に該当しない場合に適用する。
- 斎場の使用時間が4時間を超える場合において、その超える時間が1時間に満たないときは、これを1時間とみなす。
- 霊安室の使用時間が24時間を超える場合において、その超える時間が1時間に満たないときは、これを1時間とみなす。

(新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「認めた場合に限り」を「認めるときは」に改める。

第5条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

第6条第1項中「申請書を市長に提出してその」を「市長の」に改め、同条第2項を削る。

第7条を次のように改める。

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

第8条の見出しを「(使用料)」に改め、同条中「使用の許可を受けた者」を「使用者」に、「前条に規定する」を「別表に定める」に改め、「のうち、基本運賃」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、後納することができる。

第9条ただし書及び第10条中「認めた」を「認める」に改める。

第11条を削る。

第12条中「使用する者」を「使用者」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	単位	使用料の額
市内	往路1回につき	5,140円
	復路1回につき	5,140円
市外	往路1回につき	15,420円
	復路1回につき	15,420円

備考 「市内」の区分は使用者が市内に住所を有する者である場合又は霊きゅう車の使用に係る死亡者が死亡時に市内に住所を有する者若しくは本籍を有する者である場合に適用し、「市外」の区分は「市内」の区分の適用を受ける場合に該当しない場合に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に新城市しんしろ斎苑の霊安室(以下「霊安室」という。)の使用を開始する者であって、施行日以後引き続き霊安室を使用するものの当該霊安室の使用に係る使用料の額については、第1条の規定による改正後の新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の新城市しんしろ斎苑の施設の使用の許可を受けた者からは、第1条の規定による改正前の新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても改正後の条例別表に定める額の使用料を徴収することができる。

(新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に施行日以後の新城市霊きゅう自動車の使用の許可を受けた者からは、第2条の規定による改正前の新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても同条の規定による改正後の新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例別表に定める額の使用料を徴収することができる。

理 由

この案を提出するのは、しんしろ斎苑の施設及び霊きゅう自動車の市内料金の適用範囲を拡大する等のため必要があるからである。